

審 査 基 準

平成20年12月19日作成

法 令 名：自動車の保管場所の確保等に関する法律
根 拠 条 項：第4条第1項
処 分 の 概 要：自動車の保管場所証明
原権者（委任先）：警察署長
法 令 の 定 め： <ul style="list-style-type: none">○ 自動車の保管場所の確保等に関する法律第3条（保管場所の確保）○ 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令第1条（保管場所の要件）○ 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令第2条（保管場所の確保を証する書面等）○ 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則第1条（保管場所の確保を証する書面の交付の申請の手続等）○ 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則第2条（保管場所の確保を証する通知の申請の手続等）
審 査 基 準： 判断基準は、法令の定めに尽くされている。
標 準 処 理 期 間：7日（行政庁の休日は含まない。）
申 請 先：保管場所の位置を管轄する警察署交通課
問 い 合 せ 先：保管場所の位置を管轄する警察署交通課又は警察本部交通部 交通規制課駐車対策係（電話 0776-22-2880 内線 5168）
備 考：